

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="277 268 949 296">文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱</p> <p data-bbox="479 363 1120 587">18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定 28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定 2020 文子幼第 5463 号令和 2 年 12 月 28 日部長決定 2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 28 日部長決定 2025 文子幼第 1459 号令和 7 年 6 月 24 日部長決定</p> <p data-bbox="107 699 405 730">第 1 条～ 1 5 条 【略】</p> <p data-bbox="163 799 253 831">付 則</p> <p data-bbox="107 847 555 879"><u>この要綱は、決定日から施行する。</u></p> <p data-bbox="107 991 461 1023">別表（第 5 条関係） 【略】</p> <p data-bbox="107 1134 600 1166">別記様式第 1 号（第 3 条関係） 【略】</p>	<p data-bbox="1308 268 1980 296">文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱</p> <p data-bbox="1509 363 2150 539">18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定 28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定 2020 文子幼第 5463 号令和 2 年 12 月 28 日部長決定 2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 28 日部長決定</p> <p data-bbox="1144 699 1442 730">第 1 条～ 1 5 条 【略】</p> <p data-bbox="1144 991 1498 1023">別表（第 5 条関係） 【略】</p> <p data-bbox="1144 1134 1637 1166">別記様式第 1 号（第 3 条関係） 【略】</p>

別記様式第2号(第5条関係)

年 月 日

文京区長 殿

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断及び健康相談費用等
交付申請書兼請求書

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康対策として、健康診断及び健康相談等に係る費用について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱第5条第2項及び文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱第9条第1項の規定により、以下のとおり申請し、請求します。

申請・請求者 氏名	
住 所	〒
金 額	_____円
内 訳 (健康診断関係)	区が実施する健康診断受診 @4,000円 × _____回
	区が実施する健康診断以外で撮影した写真の撮影等の費用(※1) (撮影料金と複写料金の合計で上限50,000円) 撮影料金(自費で行った場合) _____円 ※ 領収書添付
	複写料金 _____円 ※ 領収書添付
	撮影(自費で行った場合)、複写及び提出のために要した交通費 _____円 ※ 内訳書・領収書添付(※2.3) (上限50,000円)
	郵送料金 _____円
	読影を受けるに当たって取得した診断書等の費用(※4.6) 診断書料金 _____円 ※ 領収書添付(上限10,000円) 診断書の取得及び提出のために要した交通費 _____円 ※ 内訳書・領収書添付(※2.3) (上限50,000円)
郵送料金 _____円	

別記様式第2号(第5条関係)

年 月 日

文京区長 殿

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断及び健康相談費用等
交付申請書兼請求書

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康対策として、健康診断及び健康相談等に係る費用について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱第5条第2項及び文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱第9条第1項の規定により、以下のとおり申請し、請求します。

申請・請求者 氏名	(印)
住 所	〒
金 額	_____円
内 訳 (健康診断関係)	区が実施する健康診断受診 @4,000円 × _____回
	区が実施する健康診断以外で撮影した写真の撮影等の費用(※1) (撮影料金と複写料金の合計で上限50,000円) 撮影料金(自費で行った場合) _____円 ※ 領収書添付
	複写料金 _____円 ※ 領収書添付
	撮影(自費で行った場合)、複写及び提出のために要した交通費 _____円 ※ 内訳書・領収書添付(※2.3) (上限50,000円)
	郵送料金 _____円
	読影を受けるに当たって取得した診断書等の費用(※4.6) 診断書料金 _____円 ※ 領収書添付(上限10,000円) 診断書の取得及び提出のために要した交通費 _____円 ※ 内訳書・領収書添付(※2.3) (上限50,000円)
郵送料金 _____円	

内訳 (健康相談関係)	相談をするに当たって取得した診断書等の費用 (※5.6)							
	診断書料金 _____円 ※ 領収書添付 (上限 10,000 円) 診断書の取得及び提出のために要した交通費 _____円 ※ 内訳書・領収書添付 (※2.3) (上限 50,000 円) 郵送料金 _____円							
振込先	金融機関・支店名	銀行 信用金庫 信用組合 支店						
	預金種目	1 普通	口座番号					
		2 当座	(右詰)					
	ふりがな							
	口座名義							

- (※1) 写真の撮影日からおおむね1年以内に読影を行った場合に限る。
- (※2) タクシー代その他の公共交通機関の料金水準を相当程度超える費用を要する交通手段を使用した場合において、公共交通機関の便などを考慮した上で相当性が認められないときは、電車、バス等の運賃を限度とする。また、自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速道路代及び駐車場代を負担する。この場合において、ガソリン代は、移動距離に応じて1km当たり15円で算定するものとする(算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)
- (※3) 領収書は、タクシー代、高速道路代及び駐車場代について申請する場合に限る。
- (※4) 区が診断書の提出を求め、当該診断書の取得日からおおむね1年以内に読影を行った場合に限る。
- (※5) 診断書の取得日からおおむね1年以内に相談を行った場合に限る。
- (※6) 海外において診断書を取得した場合は、為替レートを基に円換算した上で、上記の算定基準に準じて取り扱う。

内訳 (健康相談関係)	相談をするに当たって取得した診断書等の費用 (※5.6)							
	診断書料金 _____円 ※ 領収書添付 (上限 10,000 円) 診断書の取得及び提出のために要した交通費 _____円 ※ 内訳書・領収書添付 (※2.3) (上限 50,000 円) 郵送料金 _____円							
振込先	金融機関・支店名	銀行 信用金庫 信用組合 支店						
	預金種目	1 普通	口座番号					
		2 当座	(右詰)					
	ふりがな							
	口座名義							

- (※1) 写真の撮影日からおおむね1年以内に読影を行った場合に限る。
- (※2) タクシー代その他の公共交通機関の料金水準を相当程度超える費用を要する交通手段を使用した場合において、公共交通機関の便などを考慮した上で相当性が認められないときは、電車、バス等の運賃を限度とする。また、自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速道路代及び駐車場代を負担する。この場合において、ガソリン代は、移動距離に応じて1km当たり15円で算定するものとする(算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)
- (※3) 領収書は、タクシー代、高速道路代及び駐車場代について申請する場合に限る。
- (※4) 区が診断書の提出を求め、当該診断書の取得日からおおむね1年以内に読影を行った場合に限る。
- (※5) 診断書の取得日からおおむね1年以内に相談を行った場合に限る。
- (※6) 海外において診断書を取得した場合は、為替レートを基に円換算した上で、上記の算定基準に準じて取り扱う。